

# 後期高齢支援システム標準化

指定都市向け機能要件の策定における  
行政区関連の検討について

## ■本資料の位置付け

- 本資料は、政令指定都市(以下「政令市」という。)向け機能要件のうち、区の情報(以下「区情報」という)の管理・設定に関する要件の検討方針案について、まとめたものである。
- 政令市向け機能要件のうち、「行政区に対する考え方」、「行政区の設定内容」について、意見照会の中で様々なご意見を賜ったことから、標準仕様の策定にあたり、ご検討いただきたい事項及び、頂いたご意見を踏まえた論点を示す。(検討項目は下表の通り)

No.	大項目	小項目	概要
1	後期として必要となる行政区の定義	—	要件を定めるにあたり、後期として必要となる行政区の定義を行うことが不可欠であったため、「標準仕様書(国民健康保険)」にて定義された区情報に関する要件と、意見照会の中で頂戴したご意見を踏まえ、 <b>区情報案を定義</b> することとした。
2	区情報に設定する行政区の定義案	1 所管区 2 賦課区 3 収納区 4 処分区	定義された区情報案に対し、事務処理において、いずれの行政区を設定すべきかについて、 <b>区情報毎に、どの行政区を設定</b> すべきかの要件案を整理するとともに、頂いたご意見を踏まえた論点を整理した。

# 1. 後期として必要となる行政区の定義

## 1. 後期として必要となる行政区の定義

- 政令市については、行政区毎に事務処理が分かれているため、各機能要件の検討にあたり、区概念を統一する必要がある。
- 意見照会の中で頂戴したご意見と、「標準仕様書(国民健康保険)」にて定義された区情報に関する要件を踏まえ、後期高齢支援システムとして必要となる区情報案について、以下の表にお示ししている。

No.	関連業務	区情報	区情報の定義	用途
1	宛名	所管区 (※)	被保険者の最新の居住地が属する行政区	—
2	賦課	賦課区	被保険者の賦課に係る行政処理を行う行政区	通知書などの証明者がいずれの行政区であるかを明確にするため。
3	収納	収納区	被保険者から納付された保険料が財務管理上、計上される行政区	財務管理上、いずれの行政区で計上されるべき保険料かを明確にするため。
4	滞納	処分区	被保険者の処分に係る行政処理を行う行政区	行政処分をいずれの行政区が行うかを明確にするため。

- 資格業務について、被保険者情報は広域連合が正本であることから、広域標準システムで定義されていない資格区については、後期高齢支援システム標準仕様書の検討において対象外としている。

(※)政令市の中でも呼称が統一されておらず、「住所区」「居住区」など用語が統一されていないため、今回「所管区」として国保では規定されていることから用語として統一することを想定している。

## 2. 区情報に設定する行政区の定義案

## 2 区情報に設定する行政区の定義

- 区情報を管理する政令市において、区情報へ設定する行政区の考え方に相違があることから、設定する行政区について定義を行う必要がある。
- 設定する行政区については、現状の運用状況が様々であることから、区情報毎に頂いたご意見と、「国民健康保険システム標準仕様書」にて定義された区情報に関する要件を踏まえ整理した。
- 標準仕様書に要件として定義するにあたって、各区情報の考え方とその設定内容(<論点.3>として挙げた賦課区を除く)について、確認いただきたい。<論点.1>

区情報	区情報の定義	区情報の設定内容案	国民健康保険システム標準仕様書での整理
所管区	被保険者の最新の居住地が属する行政区	・最新の居住地に基づいた行政区を設定 ※住記システムより連携される情報を基に設定する(異動条件=住記の異動データに従う)。 <論点.2>	所管区の設定において、国保システム側で一部の住所について独自の区コード変換が必要とのご意見も頂いたが、原則住記側で設定された区コードに基づき設定されるべきであるとの意見が過半数を占め、標準仕様書の定義においては、左記要件を定めている。
賦課区	被保険者の賦課に係る行政処理を行う行政区	・保険料賦課計算時点の被保険者(世帯主)の所管区 <論点.3>	国保の意見照会の中で、賦課区の設定においては <b>意見1:保険料賦課計算時点の被保険者(世帯主)の資格区を設定</b> <b>意見2:区間異動が生じた場合は、被保険者(世帯主)の最新の資格区へ賦課区を変更する</b> の2つの意見があった。この意見はそれぞれが半数程度となった結果、標準仕様書【1.1版】時点では政令市間の意見が折り合わず、 <b>双方の設定方法が可能</b> となるよう要件規定された。
収納区	被保険者から納付された保険料が財務管理上、計上される行政区	・賦課区と同一の行政区を設定	国保の意見照会の中では、主に3つの意見が上げられた。 <b>意見1:賦課区と同一</b> <b>意見2:区間異動等があった場合は、納付の受付を行った行政区</b> <b>意見3:納付があった日に属する所管区を設定</b> 上記については、実際に納付された行政区を管理し、その後の事務処理に繋がる実態はあるものの、 <b>本来賦課された区に対し納付されたと考えるべき</b> との国保事務局見解を踏まえ、「意見1」と統一されている。
処分区	被保険者の処分に係る行政処理を行う行政区	・滞納処分の登録を行った職員の所属する行政区	国保では左記事務局提案に反対意見がなかったことから、左記要件を定めている。なお、左記以外には、 <b>意見1:全ての行政区に跨って滞納整理を行う拠点を設置しているため滞納処分の登録を行った職員の所属する行政区以外の職員も入力を行う場合がある</b> <b>意見2:A区で登録した後、B区へ区間異動した場合、B区に引き継ぐ運用を行っているためB区職員が入力できるべき</b> という意見もあり、国民健康保険システム標準仕様書では、収納及び滞納業務において、区情報に係る権限制御を行えることの要件を定義している。 <u>&lt;論点.4&gt;</u>

## 2 区情報に設定する行政区の定義

### 論点. 1

後期高齢支援システムとして行政区の管理を定義するにあたり、5Pに記載した4つの区管理を前提として議論するでよいかについてまずは、政令市内で意見統一をお願いします。

なお、国保で規定されている区として「資格区」がありますが資格の管理はあくまで広域連合業務であることからその規定は除外しています。

基本的に定義を増やすと国保とアンマッチとなることから、国保で議論された要件内での記載を前提に、政令市の総意としてご意見を頂ければと思います。

### 結論（政令市で記入してください）

（政令市の総意として記入してください）

### 論点. 2

政令市要望の中で川崎市からは、所管区について、後期高齢支援システム側で所管区を登録・修正・削除できることという要件が上げられていますが、前頁の考えに従う限り、住記側で設定された区コードとアンマッチになる機能要件を設けるべきではないと考えています。このことについて標準仕様書に「規定しない」でよいかについて政令市内で合意形成をお願いします。

なお、登録・修正・削除を他業務横並びの観点も踏まえて後期高齢単独で必要と規定されたい場合はその必然性、対象件数を踏まえて記載した上で具体的な機能要件を記載した上で政令市内の同意を一定数以上、得た状態で記入してください。

### 結論（政令市で記入してください）

（政令市の総意として記入してください）

①機能をもうけなくてよい(はい・いいえ)←どちらかを消してください。

②①で「いいえ」を選んだ場合、その必然性、対象件数、具体的な要件を記載の上、同意する政令市の市の名前を記入してください。

## 2 区情報に設定する行政区の定義

### 論点. 3-1

賦課区の定義(設定要件、異動要件)について議論をお願いします。論点としては

<議論事項>

意見1:保険料賦課計算時点の被保険者の所管区を設定

意見2:区間異動が生じた場合は、被保険者の最新の所管区へ賦課区を変更する

のいずれとするか。

<選択肢>

- ・意見1とする:所管区と賦課区は異なることとなります。
- ・意見2とする:イコール「所管区」となりますので、「賦課区」という概念は持たないという結論になります。
- ・意見3とする:国保と同様にしたい場合、どの政令市が意見1なのか意見2なのかを明確に記載してください。

なお、意見2もしくは、意見3とする場合、賦課区を再設定するタイミングについても明確化する必要があります。国民健康保険システム標準仕様書では、区間異動後の賦課区を再設定する期別を任意に指定する機能が定義されていることから、国保にならない、同様の要件を追加するか、それ以外のタイミングでの再設定とする要件と併せてご検討ください。<論点. 3-3>

また、意見3とすることは一見、簡単な選択肢ではありますが、意見を統一せずに選択肢を増やした分だけベンダの対応コストがあがり値段に転嫁される、もしくは実装されずに提案ベンダがなくなるリスクは十分にあるという前提の下、ご議論をお願いします。

後期高齢であげられた意見としては、以下2点がございました。

- ①月末時点で居住している区で、翌月以降の期割額を賦課収納しているため、政令市における賦課区、収納区に関して、このような対応が可能となるような機能要件の記載を追加していただきたい。(名古屋市)
- ②住民サービス維持のため、賦課情報の処理時、被保険者の所管区が自動で登録・更新されるようにすべきである。(川崎市)

①は、意見2かつ、月末での賦課区再設定とすることで満たすことのできるご意見となる認識です。

②は結果として「所管区」=「賦課区」となるため、意見2と同義であるという認識です。

### 結論 (政令市で記入してください)

(政令市の総意として記入してください)

- ・<選択肢>意見XXとする。(←XXの部分埋めてください)
- ・意見の選択理由:XXXXXXXX(←理由をご記入ください)

<意見3>を選んだ場合のみXXXXを全ての政令市においてどちらかを記入してください。

意見1の方式の市区町村:XXXX

意見2の方式の市区町村:XXXX



## 2 区情報に設定する行政区の定義

### 論点. 3-2

論点3-1の結論に基づいて以下についてご議論をお願いします。

<議論事項>

「賦課区」を管理する場合に、その賦課区単位での管理をどこに機能要件として求めるか。

<選択肢>

- ①オンライン画面の権限制御、画面表示の対象者のみ
- ②①にプラスして賦課関連の帳票の振分け条件
- ③①②以外にも求める要件がある。

③とされる場合は、以下のご対応をお願いします。

- ・現在の標準仕様書のどの機能IDにどのような要件を追加するか機能帳票要件への追加案をご検討ください。
- ・追加した機能帳票要件について政令市内で必要とされる団体が何市いるかについて意見を募ってください。  
(この意見数が一定に満たない場合は、機能要件としては追加いたしません)

### 結論(政令市で記入してください)

(政令市の総意として記入してください)

・<選択肢>意見XXとする。(←XXの部分埋めてください)

③とする場合、必要となる機能要件を以下に列挙するとともに同意されている政令市の団体名を具体的に記入願います。  
(必要に応じて記入欄が不足する場合はスライドを追加願います)

## 2 区情報に設定する行政区の定義

### 論点. 3-3

論点3-1の結論にて、＜意見2＞＜意見3＞とする結論となった場合のみ、以下についてご議論をお願いします。

＜議論事項＞

「賦課区」を再設定するタイミングについて、標準仕様書にて定義する必要があるが、国民健康保険システム標準仕様書に定義された機能要件にならって以下の方針とするでいかがか。

事務局提示案：区間異動後の所管区で賦課区を再設定する期別を任意に指定できること。

なお、「賦課区」の再設定タイミングについては、頂いたご意見にもある通り政令市ごとに様々な運用が想定されます。ご検討の結果、事務局案と異なる方針(問題あり)とする場合は、追加すべき要件について、求める機能要件を明確にしご検討いただき、同要件に対して一定数の同意を得たものについて追加を行わせていただきます。

### 結論(政令市で記入してください)

(政令市の総意として記入してください)

＜「賦課区」の再設定タイミングについて＞

事務局提示案で問題(あり・なし)←どちらかを消してください。

問題ありの場合、必要となる機能要件を以下に列挙するとともに同意されている政令市の団体名を具体的に記入願います。  
(必要に応じて記入欄が不足する場合はスライドを追加願います)

## 2 区情報に設定する行政区の定義

### 論点.4

論点3-2に関連しますが、意見照会の中で、賦課区及び収納区の権限設定について、以下のご意見を頂戴している。

- 行政区単位で管理を行っている指定都市の場合は、被保険者の賦課・期割情報(保険料情報)や収滞納情報の変更・更新に関して、その被保険者の賦課区及び収納区ごとに権限を設定できる機能が必要である。

#### <議論事項>

権限設定について明確に機能要件定義を行う場合、国民健康保険システム標準仕様書に定義された要件にならって以下の方針とするでいかがか。

なお、区間異動に伴う権限制御等、区を跨いだ権限制御については、各業務および政令市ごとに様々な運用が想定されるため、追加すべき要件について、求める機能要件を明確にしご検討いただき、同要件に対して一定数の同意を得たものについて追加を行わせていただきます。

<参考>国民健康保険システムにおける行政区に関連した権限情報の要件例

#### ○機能ID:0242077

- 賦課の更正入力、所得入力、減免入力のいずれについても、該当する住民の直近の資格区に所属する職員でのみ可能とするか、当該年度内の賦課区に所属する職員でのみ可能とするか、またはその両方の職員でのみ可能とするか、をパラメータにより設定可能
- 収納の還付処理は該当する住民の直近の資格区または当時の賦課区に所属する職員でのみ可能
- 収納の充当処理は還付発生期別の賦課区に所属する職員でのみ可能
- 収納の消込エラーの修正は対象期別の賦課区に所属する職員でのみ可能
- 滞納処分の登録・更新は該当する住民の直近の資格区に所属する職員でのみ可能とするか、当該年度内の賦課区に所属する職員でのみ可能とするか、またはその両方の職員でのみ可能とするか、をパラメータにより設定可能

#### ○機能ID:0242078

各業務にて更新は下記のとおり許可された行政区でのみ実施可能とする(許可されていない行政区で実施しようとした場合にはエラーとする)制御ができること。

- 収納の充当処理は還付発生期別の賦課区に所属する職員でのみ可能とするか、充当先期別の賦課区に所属する職員でのみ可能とするか、をパラメータにより設定可能

次ページへ続く

## 2 区情報に設定する行政区の定義

### 結論(政令市で記入してください)

(政令市の総意として記入してください)

<権限制御について>

事務局提示案で問題(あり・なし)←どちらかを消してください。

問題ありの場合、具体的な機能帳票要件をご検討いただき、当該要件について政令市内で必要とされる団体が何市いるかについて意見を募ってください。

(この意見数が一定に満たない場合の追加案をご検討ください。

あわせて追加した機能帳票要件については、機能要件としては追加いたしません)

以下に必要となる機能要件を以下に列挙するとともに同意されている政令市の団体名を具体的に記入願います。

(必要に応じて記入欄が不足する場合はスライドを追加願います)

・XXXXXXXXXX

<区間異動に伴う権限制御等、区を跨いだ権限制御について権限制御について>

必要となる機能要件を以下に列挙するとともに同意されている政令市の団体名を具体的に記入願います。

(必要に応じて記入欄が不足する場合はスライドを追加願います)